

令和4年度予算編成方針

第1 現在の国の経済情勢と動向

内閣府は、現在の国の経済情勢について、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。」とし、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向等による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。」などと分析しています。

このような経済情勢の下、令和4年度の予算編成の方向性を示す「経済財政運営と改革の基本方針2021」においては、「今後とも新型コロナの感染拡大防止に全力を尽くし、機動的なマクロ経済運営によって、事業や雇用、国民生活を支えながら、医療提供体制の強化やワクチン接種を促進していく。」としたうえで、「国内外の変化を捉え、我が国経済の構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作っていかなければならない。」などとしています。

第2 本市の状況

新型コロナの確実な収束を見通すことができない中であって、令和4年度の予算編成は、昨年度に引き続き、大変難しいものとなります。歳入の根幹をなす市税収入については、一定程度の増収が期待できるものの、その分、地方交付税や臨時財政対策債は減収するため、一般財源の総額は、依然として厳しい状況にあると言わざるを得ません。また、その他の歳入項目についても、令和4年度政府予算や、地方全体の財政フレームなどを踏まえながら、見込みを立てる必要がありますが、現時点ではいずれも、不確定な要素が多く、今後の動向を注視しつつ精査を進めていかなければなりません。

次に、歳出については、保育所の運営等に関わる経費を始め、社会保障関係経費の増加などが見込まれるほか、引き続き、環境管理センターごみ処理施設の延命化に係る費用を計上していく必要があります。また、今後の新型コロナの動向如何によって、その対策は

もちろん、ポストコロナを見据えた取り組みの経費なども確保する必要が生じます。本年8月に実施したサマーレビュー後の集計において、これらを含む歳出の総額は、一般財源ベースで約508億円となっています。一方で、歳入の総額は477億円に留まり、財源不足額は31億円に上ります。当然、財政調整基金の取り崩しを行っても、予算編成は困難なため、令和4年度も可能な限り歳出額を縮減する必要があります。

第3 予算編成への取り組み姿勢

新型コロナウイルス感染症が拡大する中であって、本市は、その対策を適切に講じながら、「人」、「まち」、「社会」3つの健康領域に関わる施策を着実に推進するなど、「健康都市 やまと」への歩みを続けてきました。

この姿勢を堅持しながら、令和4年度の当初予算編成を確実に成し遂げるには、市民が真に必要な事業を最優先しつつ、市政運営上、重要でスピード感が求められる施策に、限られた財源を配分していかなければなりません。そして、職員ひとり一人が、コロナ禍による厳しい財政状況を我が事として受け止め、一丸となって予算編成に取り組む必要があります。

こうした認識のもと、令和4年度予算についても、昨年度に取り入れた方法と同様に編成作業を進めることとし、財源不足額31億円について、歳入・歳出の両面からその解消に努めていきます。

歳出においては、経費を①「義務的経費」、②「準義務的経費」、③「政策的経費」の3つに区分し、時期を分けて審査を行います。①「義務的経費」と②債務負担行為等の「準義務的経費」は、優先して財源を確保するとともに、予算編成期間の早い時期に財政課による審査を進めます。一方、③「政策的経費」については、市税の見込みを精査しつつ、国の令和4年度予算の動向なども注視しながら、年末にかけて、本格的な審査を進めます。また、「政策的経費」については、マイナスシーリングの対象とし、これを踏まえた要求上限額を部毎に設定します。各部かいにおいては、事業の効果や効率性を見極め、選択と集中に努めることはもちろん、延期、廃止も含めた検討を行うこととし、その内容や各事業の方向性についてはトップヒアリングの場で諮っていくものとし、

以上を踏まえ、令和4年度当初予算の要求にあたっては、以下の点を徹底し、年間を通じた見積もりを行ってください。

(1) 事業費の精査の徹底

令和4年度の予算編成が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、多額の経費を要する新規事業の実施は認めないこととするが、少ない経費で、大きな効果が期待できるものなどについては、その限りではない。また、令和2年度決算や令和3年度予算の執行状況、事務事業評価結果などを十分に勘案し、真に必要な最小限の経費を見積もるとともに、特に物件費の抑制に努めること。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対策やその収束を見越した取り組みに必要な経費を適切に計上すること。また、それらの経費を計上する際には、国等の交付金や補助金を積極的に活用すること。

(3) 要求上限額の範囲内での予算要求

各部かいいにおいては、別途通知するマイナスシーリングによる要求上限額の範囲内で予算要求を行うこと。建設事業の予算要求にあたっては、後年度の維持管理経費等を考慮するとともに、最小限の経費で要求すること。また、地方債を活用する際は、後年度の財政負担の検証など、財政課と十分に協議すること。

(4) 自主財源の確保

市税の課税客体の適正な把握及び納付催告や滞納整理の強化、市の資産を広告媒体とした広告収入など、可能な限り自主財源を確保すること。

(5) 特定財源等の確保

国・県の予算編成動向などを把握し、的確に予算要求に反映させるとともに、民間団体等における補助金制度にも目を向けるなど、可能な限りの情報収集及び研究を尽くし、積極的な歳入の確保に努めること。また、補助金等が廃止となる場合は、事業の継続について検討すること。

(6) 業務の効率化、見直し（行政改革の推進）

「事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする地方自治の原則を踏まえて業務の効率化、見直し等を進めること。特に、市民向けの周知や、普及・啓発に関わる事業については、コロナ対策等の観点からも、市ホームページや各種アプリケーション等を積極的に活用すること。

(7) 特別会計及び企業会計

各会計は独立採算が前提であることを踏まえ、常に収支の均衡に配慮し、財源不足を安易に一般会計からの赤字補てんに依存しないこと。また、税、使用料などの自主財源の改定を検討するとともに、徹底した経営努力による経費の節減と運営の合理化に努めること。さらに、徹底した未収金対策に努めること。